条例第36号

宇和島市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月１日

宇和島市長　岡原文彰

宇和島市手数料徴収条例の一部を改正する条例

宇和島市手数料徴収条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（手数料） 第２条　手数料は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 （１）～（21）　（略） （22）　（略） （23）　（略） （24）　納税・納付証明交付手数料　１枚につき　300円 （25）　（略） （26）　（略） （27）　（略） （28）　（略） （29）　（略） （30）　（略） （31）　（略） （32）　（略） （33）　（略） （34）　（略）	（手数料） 第２条　手数料は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 （１）～（21）　（略） （22）　固定資産課税台帳等の交付手数料　１件につき　50円 （23）　（略） （24）　（略） （25）　納税・納付に関する証明手数料　１件につき　300円 （26）　（略） （27）　（略） （28）　（略） （29）　（略） （30）　（略） （31）　（略） （32）　（略） （33）　（略） （34）　（略） （35）　（略）

(35)　(略)	(36)　(略)
(36)　(略)	(37)　(略)
(37)　(略)	(38)　(略)
(38)　(略)	(39)　(略)
(39)　(略)	(40)　(略)
(40)　(略)	(41)　(略)
(41)　(略)	(42)　(略)
(42)　(略)	(43)　(略)
(43)　(略)	(44)　(略)
(44)　(略)	(45)　(略)
(45)　(略)	(46)　(略)
(46)　(略)	(47)　(略)
(47)　(略)	(48)　(略)
(48)　(略)	(49)　(略)
2　(略)	2　(略)

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。